

食品の表示について(2)

博士：今回は加工食品の表示について勉強しよう！

【加工食品】

ハム・ソーセージやチーズ、レトルト食品やスナック菓子など



(加工食品)



博士。
マイペース型。



Q子。助手。
いつも前向き。



ネコ。
しゃべれる。

Q子：前は生鮮食品の表示を学んでばかりです。早く加工食品の表示を教えてください。

博士：お、おう。(意欲があるのかせっかちなのか...)

加工食品の表示

博士：消費者に販売される加工食品は基本的に、「名称」、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限（消費期限）」、「保存方法」、「製造者（輸入者、販売者など）」を表示するんじや。また、平成32年4月1日から製造されるものは一部例外を除いて、「**栄養成分の表示**」が義務になるんじやよ。では、実際の表示例を紹介していくよ。

【表示例】

菓子（ビスケット）



私はこのビスケットを売って
大儲けをする!!!

だから食品表示の勉強
について意欲的だったん
じゃな...



一般的な名称が表示されています。商品名ではありません。

内容量はg（グラム）やml（ミリリットル）、個数などの単位を明記して表示されています。

食品によって保存方法が異なります。購入後も表示に従った保存をしましょう。

名称	ビスケット
原材料名	小麦粉、砂糖、マーガリン、ショートニング、全粉乳、ココアバター、カカオマス、植物油脂、食塩、膨張剤、香料、乳化剤（大豆由来）
内容量	160g（10枚入）
賞味期限	2016.12.12
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	Q子製菓（株） 岐阜県〇〇市△△ +AB

原則、すべての原材料名を表示することが義務付けられ、**原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示されています。**
 原材料と食品添加物は、改行や「/」等の記号を入れ、区分を明確にします。

期限表示は「消費期限」又は「賞味期限」が表示されています。

消費期限は安全に食べられる期限で、期限を過ぎたら食べない方がいい。一方、賞味期限はおいしく食べられる期限で、期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけじゃないよ。

期限表示の詳しい内容は、次号で説明するとしてよ。



製造所の住所（所在地）と氏名（法人の場合は法人名）が表示されています。また、輸入食品には、輸入業者の住所と氏名が表示されています。例外として、製造者又は販売者の住所と氏名を表示して、「製造所固有記号」を併記することができます。

製造所固有記号とは、各製造所（工場）の所在を表す数字、ローマ字などの記号のことじゃ。なお、「+」の表示がされているものが新しい基準のものじゃよ。

消費期限が表示されているものは、あまり日持ちがしないお弁当や生菓子などが多いじゃ。

博士：では次のページで「**栄養成分の表示**」について表示例を紹介するよ。



【表示例】

栄養成分表示	
1箱（160g）あたり	
エネルギー	392kcal
たんぱく質	5g
脂質	21g
炭水化物	47g
食塩相当量	0.8g

食塩は高血圧予防などの観点から重要度が高い栄養成分のため、「ナトリウム量」で表示していたところを、新しい基準では「食塩相当量」として表示することになりました。



どうして栄養成分の表示が義務付けられたんですか？

それは、消費者の皆さんが、栄養成分表示を活用することで、生活習慣病などを予防し、健康を守り、栄養バランスのとれた食生活を実現できるようにするためじゃ。



Q子：博士。栄養成分の表示が義務付けられたのは、この5項目だけでいいんですか。

博士：表示が義務とされたのは、この5項目じゃが、「飽和脂肪酸」、「食物繊維」の表示が推奨されておる。

また、「コレステロール」、「ビタミン」などの栄養成分が任意表示となっているよ。

Q子：なるほど〜。博士は、一部例外を除いて、「**栄養成分の表示**」が義務になるんじゃないよ。と言ってましたが、一部例外ってなんですか。

博士：よく聞いていたのう。えらい、えらい。例外はこのようなものがあるんじゃないよ。

栄養成分表示を省略することができる例

- ・栄養の供給源としての寄与の程度が少ない食品（スパイスなど）
- ・酒類
- ・表示可能面積が30平方センチメートル以下であるもの
- ・きわめて短期間で原材料が変更されるもの（日替わり弁当など）・・・など



食品のエネルギーだけでなく、たんぱく質や脂質、食塩相当量も参考にして、健康な食事を目指すこや。

特定保健用食品（トクホ）と機能性表示食品

博士：ごくごく。このトクホのお茶はおいしいのう。

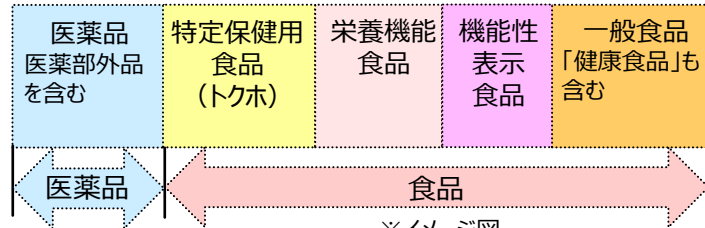
Q子：博士〜。何飲んでるんですか？

あ、それ最近話題の機能性表示食品のお茶ですね。


博士：いや、これはトクホのお茶じゃよ。

トクホと機能性表示食品の違いは分かるかな？

Q子：知ってますよ。違いはこんな感じです！



※イメージ図
(政府広報オンラインをもとに作成)

特定保健用食品(トクホ) 	健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「お腹の調子を整える」、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。 表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。
機能性表示食品	平成27年4月から、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示する食品です。 事業者は、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届け出ますが、消費者庁長官の個別の許可を受けた食品ではありません。



簡単に言うと、特定保健用食品（トクホ）は国が許可したものの、機能性表示食品はその内容を国に届け出た上で、事業者の責任で表示するもの、です。

博士：おお、よく知っているね。「博士、感激！！！」

Q子：博士、それは少し、いや、だいぶ古いですよ・・・

博士：こほん。次号は、食品の期限表示について紹介するから、また勉強しよう！

Q子：博士、ごまかしましたね・・・



次号もよろしくにや。